

質問応答記録書

回答者 住所 ★★県@@市·····

氏名 乙木二子

生年月日、年齢 昭和48年□□月●●日生 (○○歳)

本職は、平成28年11月10日、★★県@@市·····所在の乙木二子方にお

いて、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

質問応答の要旨

1 >① 私は、平成7年4月から平成18年3月までの間、○○県★★市にある株式会社A創業で働いていた者です。>②

2 >①

3

4

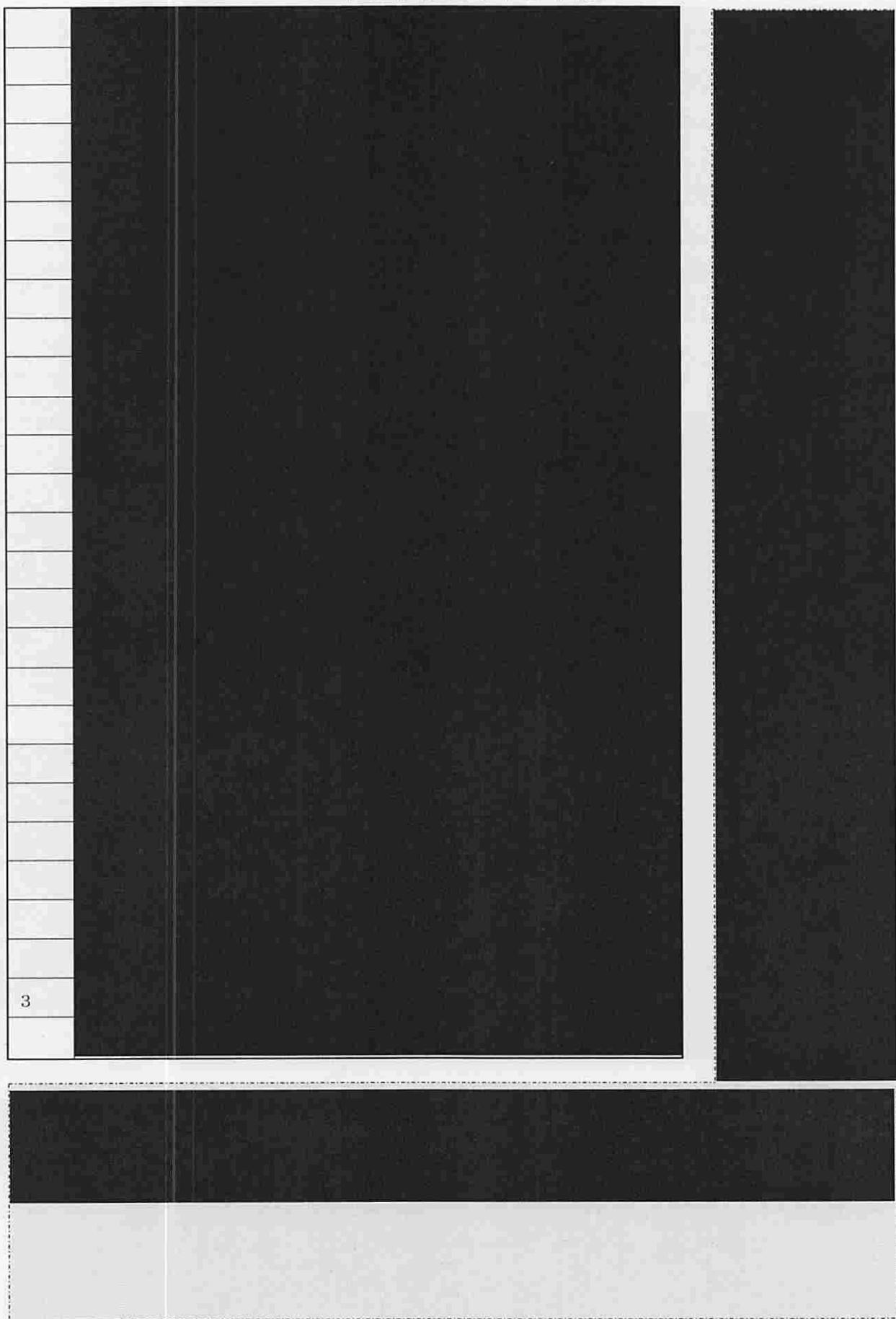
5

① 物語形式の場合には、項目ごとに項目数を付することで、分かりやすくなる。
【FAQ問11参照】

② 回答者の住所、氏名、生年月日、年齢は、質問応答記録書冒頭に記載されているため、本文に重ねて記載する必要はない。

【FAQ問9参照】

(3) 枚のうち (2) 枚目



(3) 枚のうち (3) 枚目

① 末尾問答は、回答者に対し、質問応答記録書の読み上げ・閲読の前にも、それまでの答述を訂正等する機会を与えた事実を担保することとなり、信用性確保の観点から有用である。【FAQ問17参照】

② 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信
用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲
読もさせる必要がある。【FAQ問1
8、奥書・その他1
(1)参照】

質問応答記録書

回答者 住 所 ○○県★★市・・・・

氏名 丁岡五郎

生年月日、年齢 昭和36年□月●●日生 (○○歳)

本職は、平成28年11月8日、○○県★★市……所在の株式会社A創業事

務所において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

質問応答の要旨

1 > ① 私は、昭和58年4月から現在まで、株式会社A創業で働いており、平成25年4月から現在まで経理部長を務めています。> ②

① 物語形式の場合には、項目ごとに項目数を付することで、わかりやすくなる。
【FAQ問11参考】

②回答者の住所、氏名、生年月日、年齢は、質問応答記録書冒頭に記載されているため、本文に重ねて記載する必要はない。

【FAQ問
9参考】

③

5

(6) 枚のうち (2) 枚目

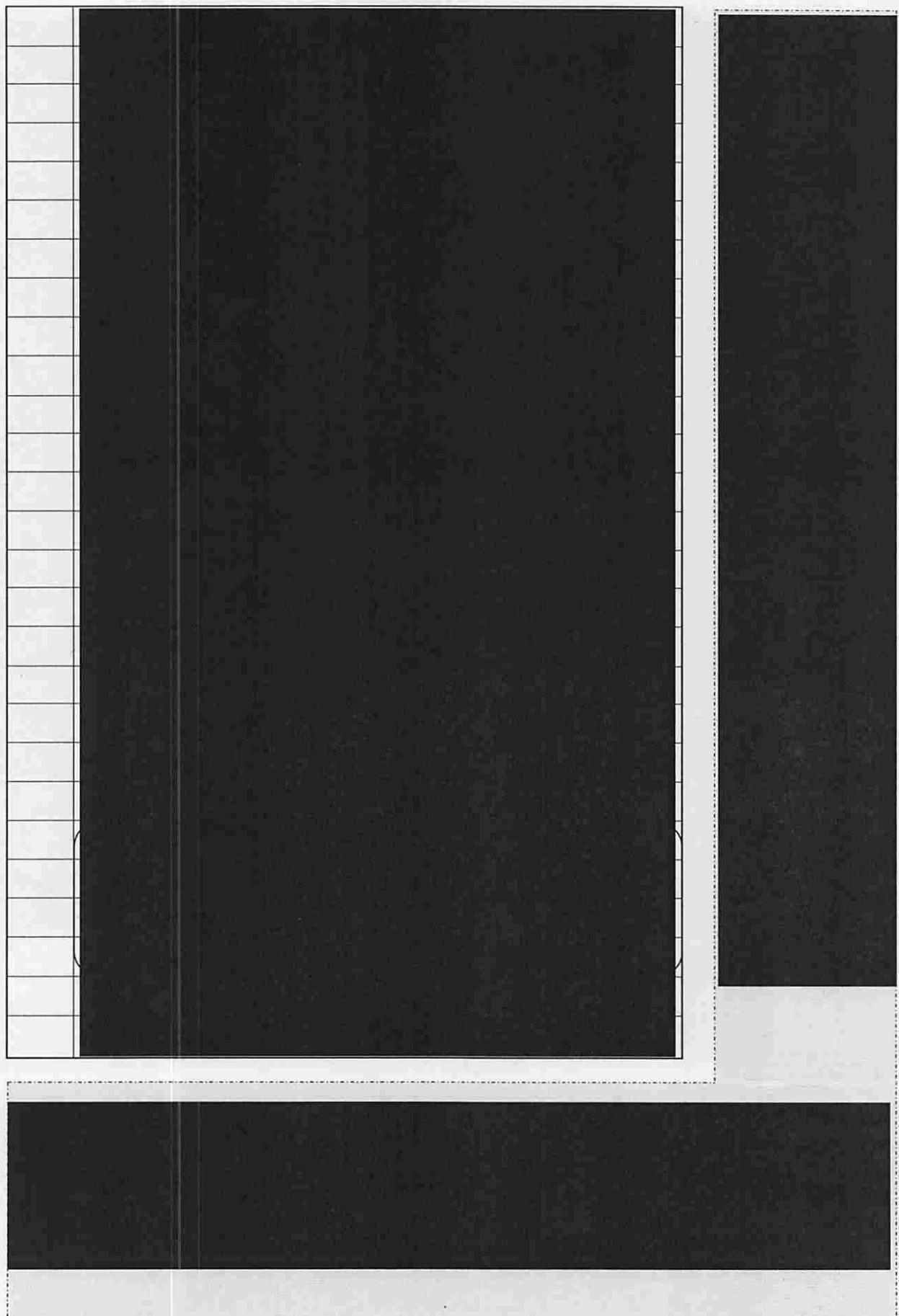
2 > ①

3

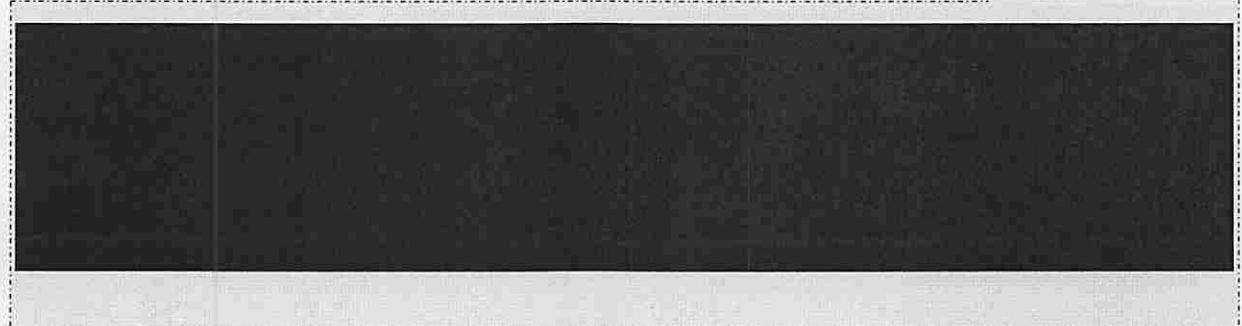
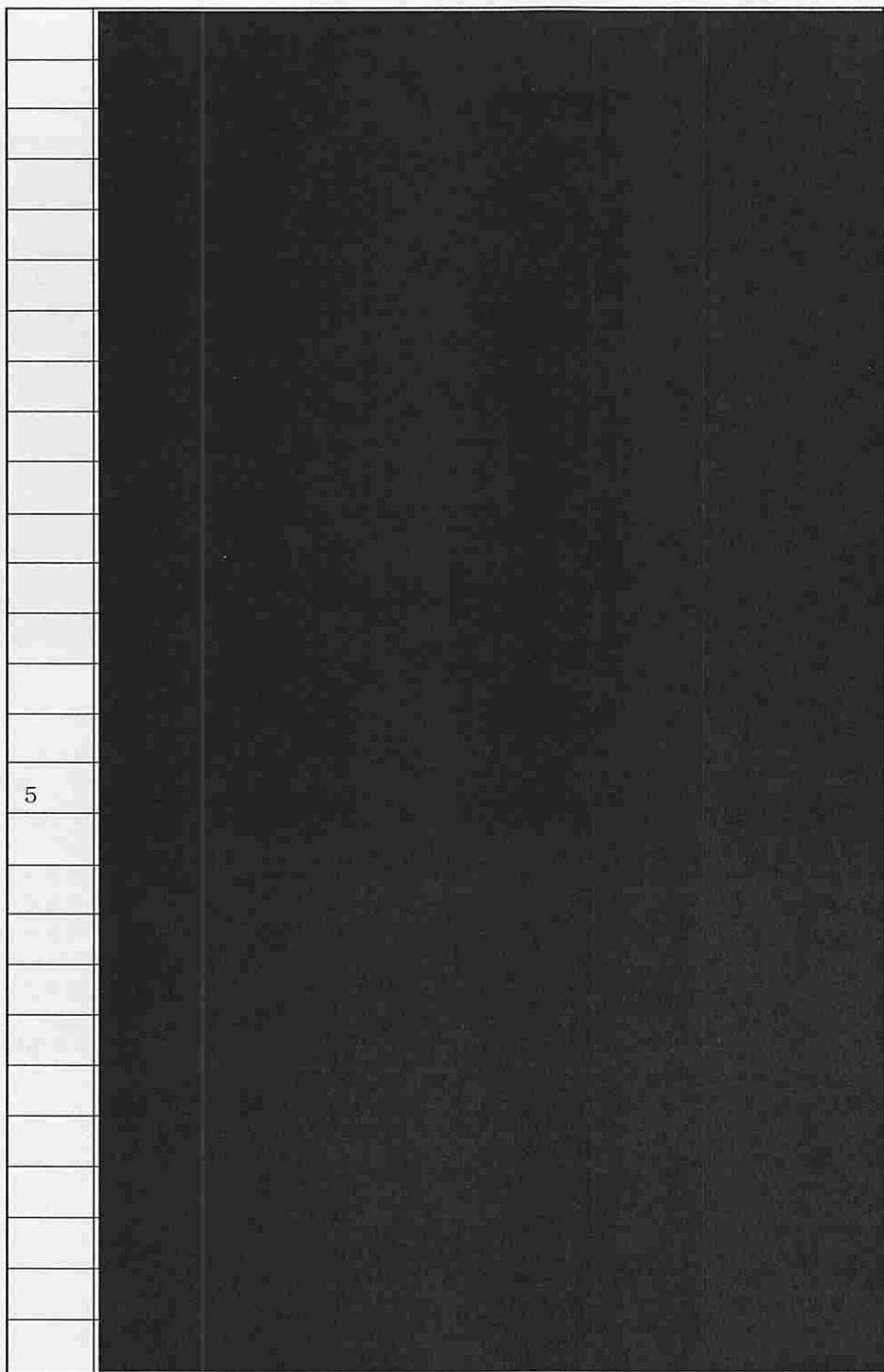
(6) 枚のうち (3) 枚目



(6) 枚のうち (4) 枚目



(6) 枚のうち (5) 枚目



6	
問	以上で質問を終わりますが、何か訂正したいこと又は付け加えたいことはありますか。 >②
答	いいえ、ありません。 >②
	(回答者) 丁岡 五郎 印
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、各頁に確認印を押印した。 >③
	平成28年11月8日
	(質問者) ○○税務署 財務事務官 ■■ ■■
	(記録者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲

①

② 末尾問答は、回答者に対し、質問応答記録書の読み上げ・閲読の前にも、それまでの答述を訂正等する機会を与えた事実を担保することとなり、信用性確保の観点から有用である。【FAQ問17参照】

③ 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

質問応答記録書

回答者 住 所	□□県●●市・・・・
氏 名	甲 田 乙 子
生年月日、年齢 昭和46年〇月〇日生 (●歳)	
本職は、平成28年10月17日、□□県●●市・・・所在の▲▲株式会社社長室	
において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。	
質問応答の要旨	
問1	あなたはどのような仕事をしていますか。
答1	私は、アクセサリーや化粧品等の販売を業とする▲▲株式会社の代表取締役をしています。>①
問2	
答2	
問3	
答3	
問4	
答4	
問5	
答5	

① 調査対象法人の業務内容と回答者の地位を明確にしている。

住所、氏名等の冒頭部分で記載されている事項については、重ねて記載する必要はない。【FAQ問9参照】

②

③

④

(9) 枚のうち (2) 枚目

問 6

答 6

(9) 枚のうち (3) 枚目

問 7

答 7

問 8

(9) 枚のうち (4) 枚目

答 8

 </p

(9) 枚のうち (5) 枚目

問 10

答 10

問 11

答 11

(9) 枚のうち (6) 枚目

問 12

答 12

問 13

答 13

問 14

答 14

(9) 枚のうち (7) 枚目

問 15
答 15
問 16
答 16
問 17



(9) 枚のうち (8) 枚目

問 17	
問 18	
答 18	
問 19	
答 19	
問 20	これで本日の質問を終わりますが、最後に何か追加したいこと、訂正した

(9) 枚のうち (9) 枚目

① 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

質問応答記録書

回答者 住 所	□□県××市・・・・
氏 名	丙 田 丁 子
生年月日、年齢	昭和45年○月○日生 (●歳)
本職は、平成28年10月18日、□□県××市・・・所在の○×株式会社の事務所において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。	
質問応答の要旨	
問1	あなたの職業について教えてください。>①
答1	私は、化粧品等の卸を業とする○×株式会社の代表取締役をしています。
問2	
答2	
問3	
答3	
問4	

① 本件回答者は、仕入金額の水増計上を行った調査法人(▲▲株式会社)の反面先である法人の代表取締役であるところ、同法人の業務内容と回答者の地位を明確にしている。

住所、氏名等の冒頭部分で記載されている事項については、重ねて記載する必要はない。【FAQ問9参照】

②

③

(7) 枚のうち (2) 枚目

答 4

問 5

答 5

(7) 枚のうち (3) 枚目

問 6

答 6

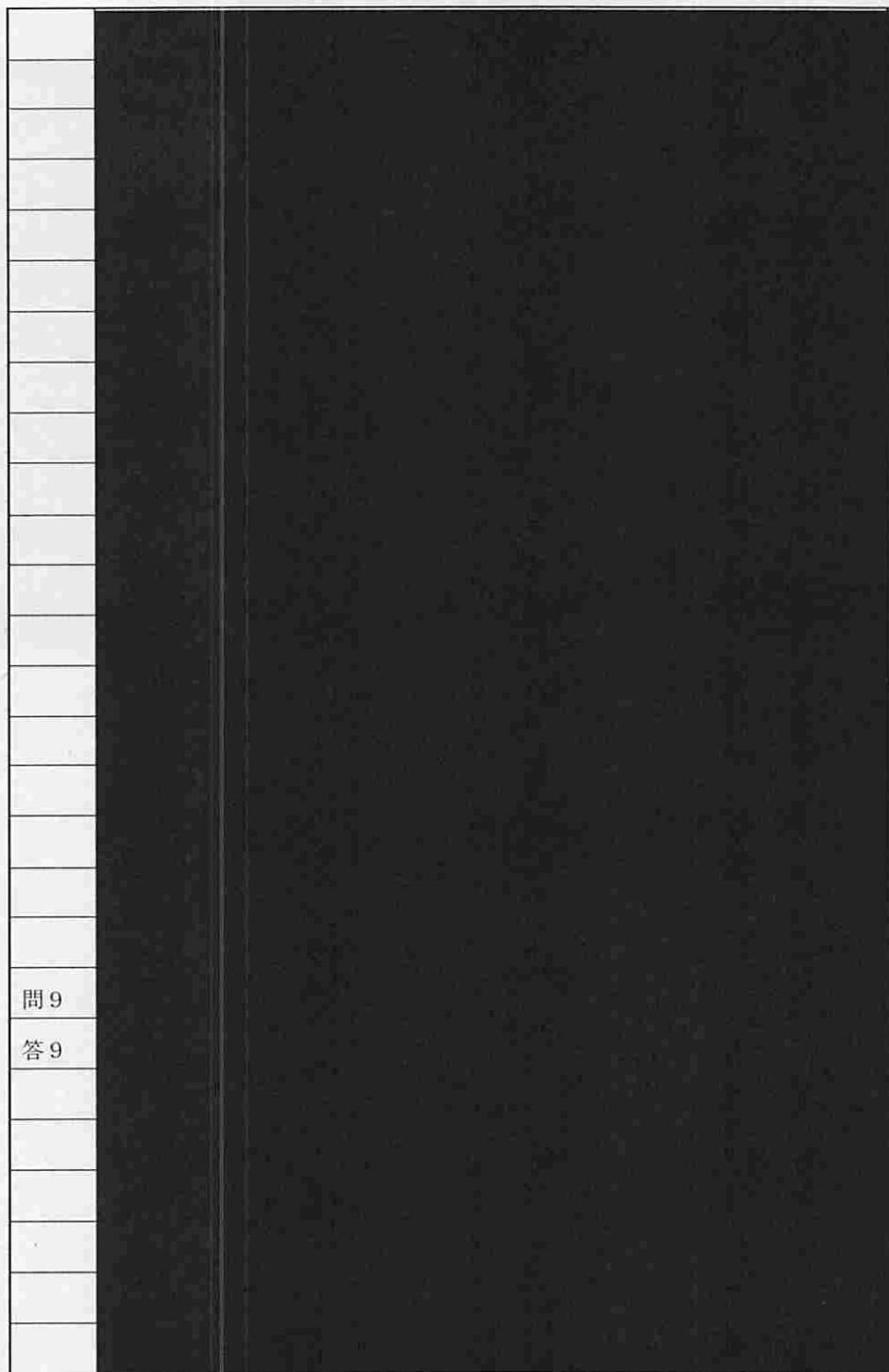
問 7

答 7

問 8

答 8

(7) 枚のうち (4) 枚目



(7) 枚のうち (5) 枚目

問 10

答 10

問 11

答 11

問 12

(7) 枚のうち (6) 枚目

答 12

問 13

答 13

問 14

答 14

問 15

答 15

問 16

答 16

問 17

答 17

問 18

答 18	
問 19	
答 19	
問 20	本日の質問は以上で終わりますが、最後にこれまで話した内容について追加や訂正はありますか。
答 20	ありません。
	(回答者) 丙田 丁子 印
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、
	閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、
	各頁に確認印を押印した。③
	平成28年10月18日
	(質問者) ○○税務署 財務事務官 ■■ ■■
	(記録者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲

①

②

③ 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

質問応答記録書

回答者 住所 ○○県××市@@区・・・・

氏名 甲川太郎

生年月日、年齢 昭和40年□月●●日生 (○○歳)

本職は、平成28年4月15日、××市△△区・・・・所在の株式会社A販売の

事務所において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

質問応答の要旨

1 > ① 私は、平成15年から、学校などに対する楽器等の販売を事業内容とする
株式会社A販売の代表取締役をしています。> ②

2 > ①

① 物語形式の場合には、項目ごとに項目数を付することで、分かりやすくなる。
【FAQ問11参考】

②

③

④

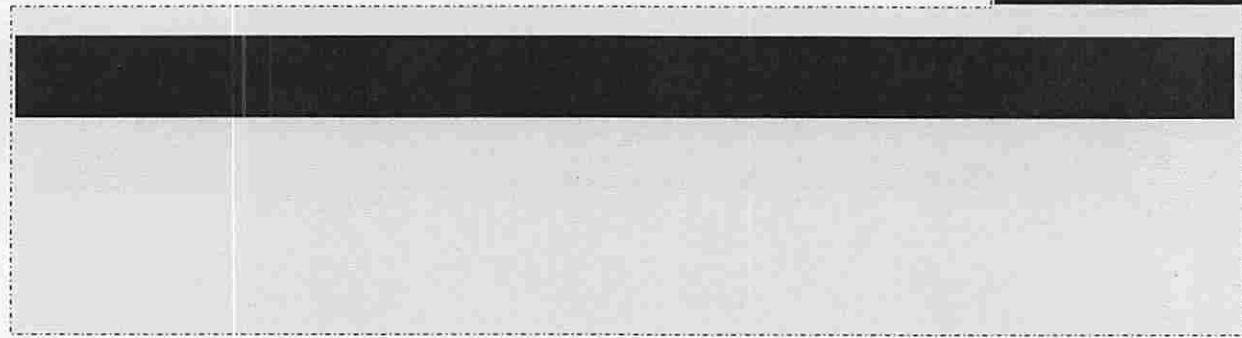
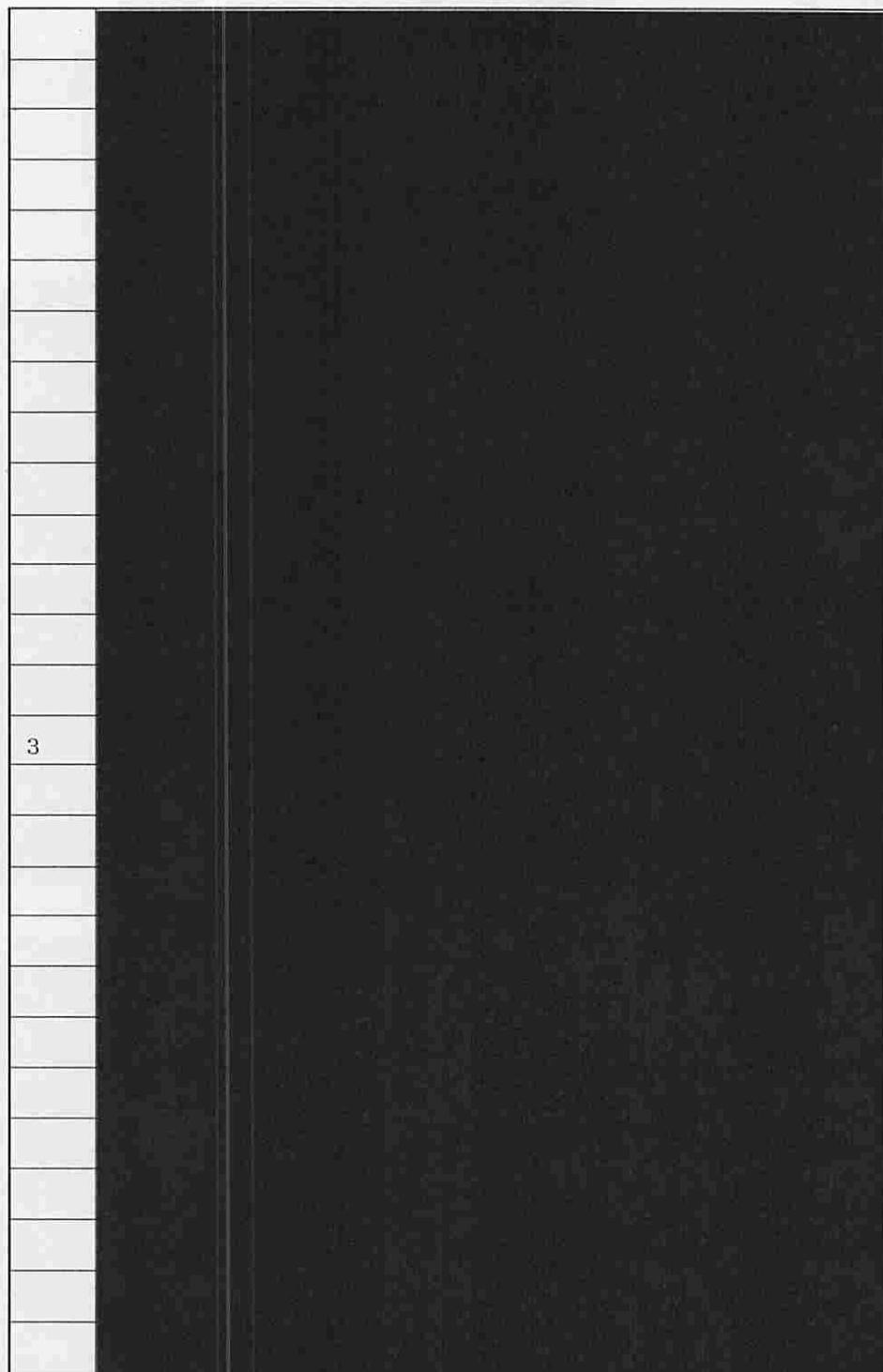
⑤

⑥

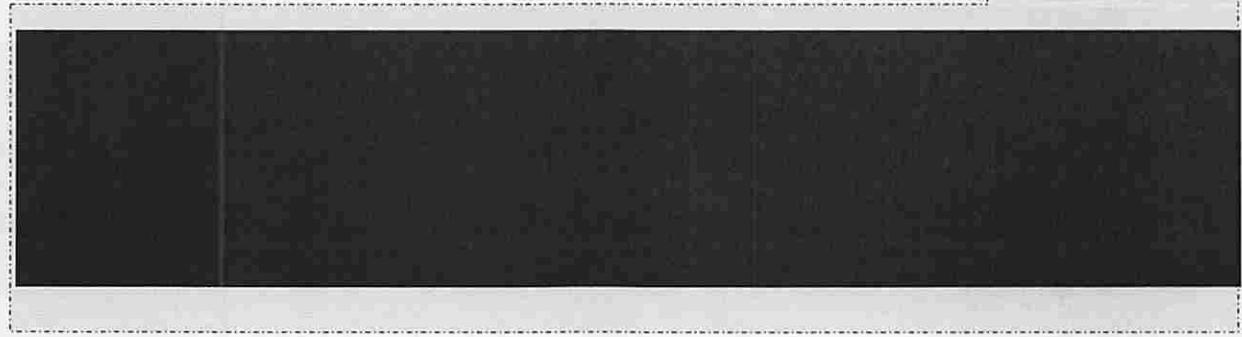
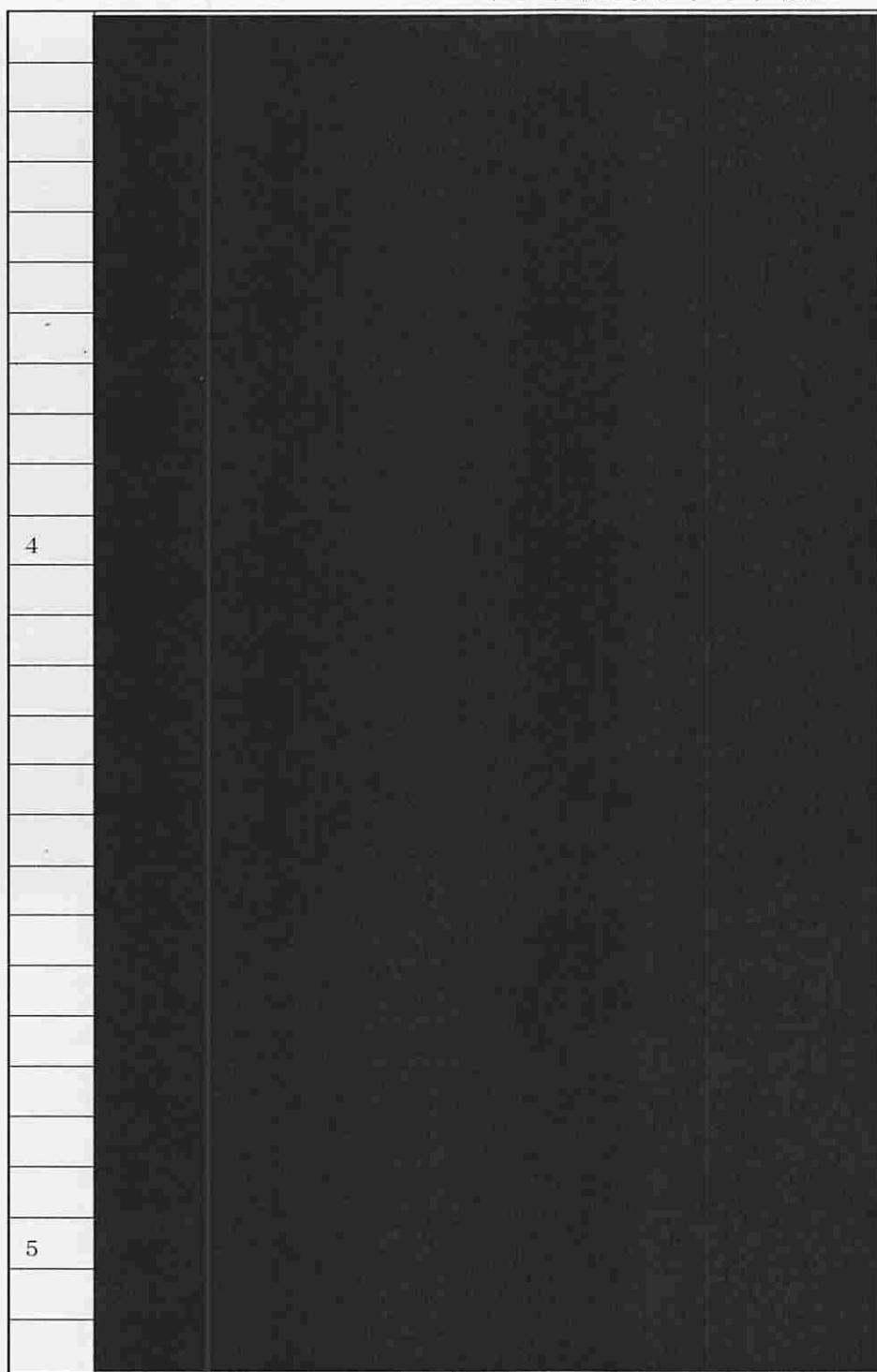
⑦

⑧

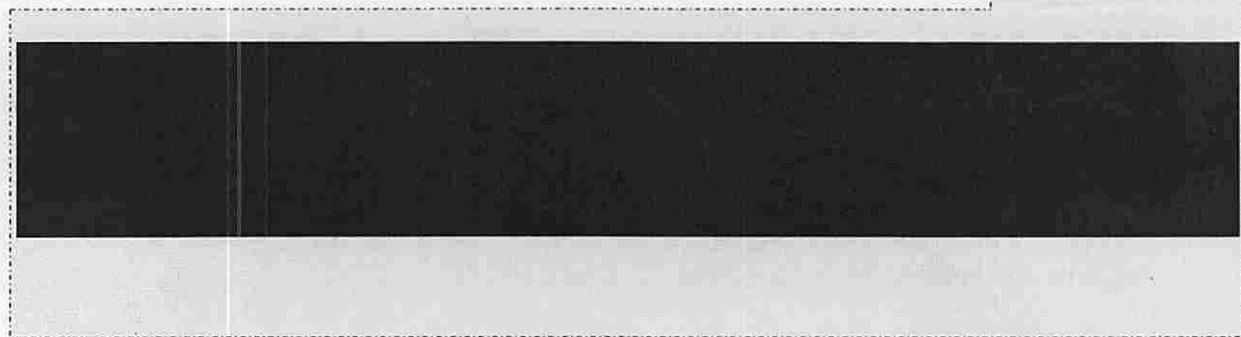
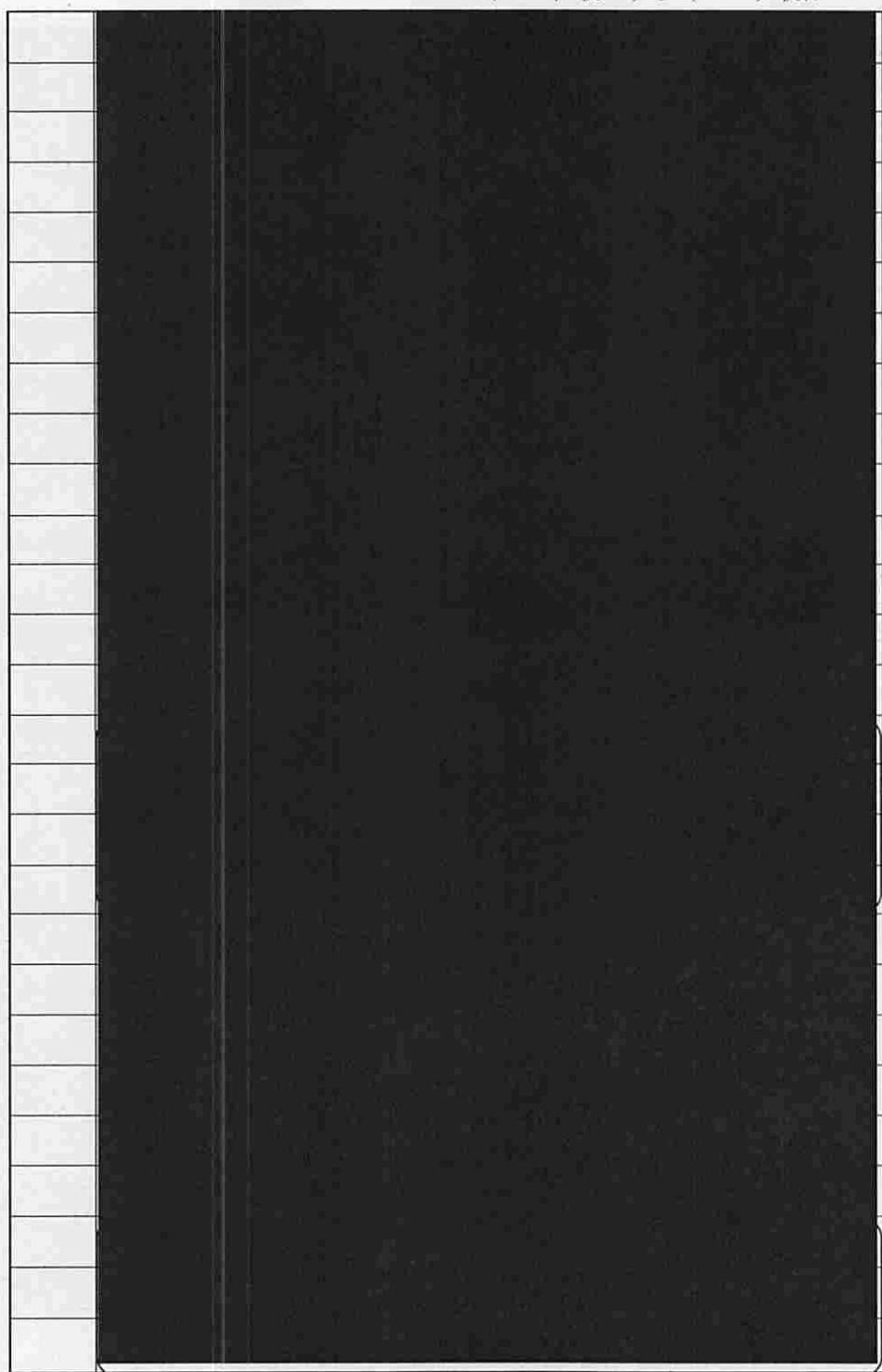
(6) 枚のうち (2) 枚目



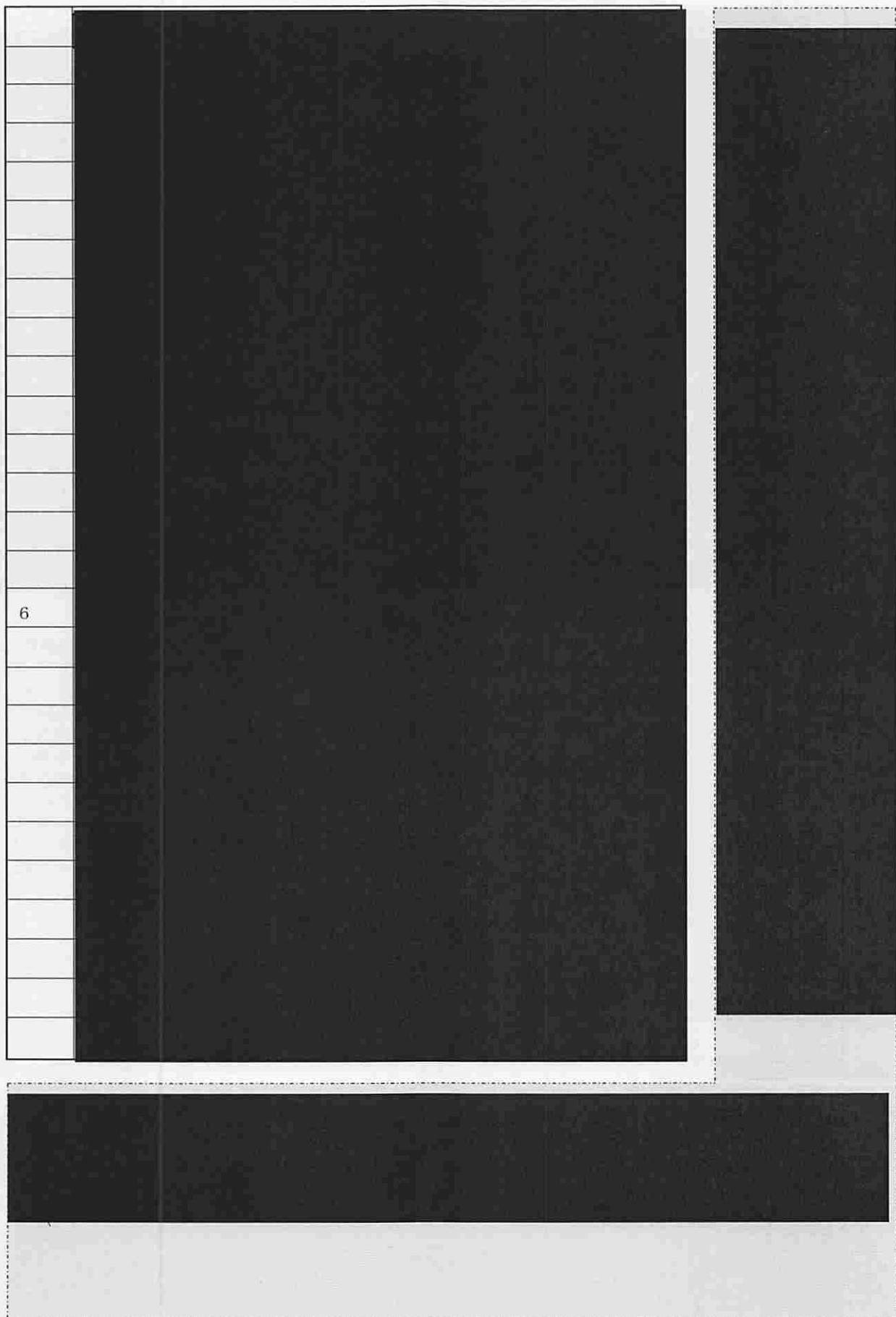
(6) 枚のうち (3) 枚目



(6) 枚のうち (4) 枚目



(6) 枚のうち (5) 枚目



7	
問	以上で質問を終わりますが、何か訂正したいこと又は付け加えたいことはありますか。 >④
答	いいえ、ありません。 >④
	(回答者) 甲川 太郎 印
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、 閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、 各頁に確認印を押印した。 >⑤
	前同日 >⑤
	(質問者) ○○税務署 財務事務官 ■■ ■■
	(記録者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲

①

②

③

④ 末尾問答は、回答者に対し、質問応答記録書の読み上げ・閲読の前にも、それまでの答述を訂正等する機会を与えた事実を担保することとなり、信用性確保の観点から有用である。【FAQ問17参照】

⑤ 質問調査を開始した日のうちに本質問応答記録書を作成し、回答者に対する読み上げ・閲読・署名・押印までなされたことを示している。

なお、回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

質問応答記録書

回答者 住所 ××市▲▲区・・・・・

氏名 乙町二男

生年月日、年齢 昭和44年★★月●日生 (47歳)

本職は、平成28年4月15日、××市△△区・・・・所在の株式会社A販売の

事務所において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

質問応答の要旨

1 >① 私は、学校などに対する楽器等の販売を事業内容とする株式会社A販売で
働いており、株式会社A販売に入社した平成10年当時から現在に至るまで
経理責任者をしています。>②

2 >①

① 物語形式の場合
には、項目ごとに項目
数を付することで、
分かりやすくなる。
【FAQ問11参
照】

② 冒頭で対象法人
の事業内容と回答
者の立場(地位)を
明確にしている。

③

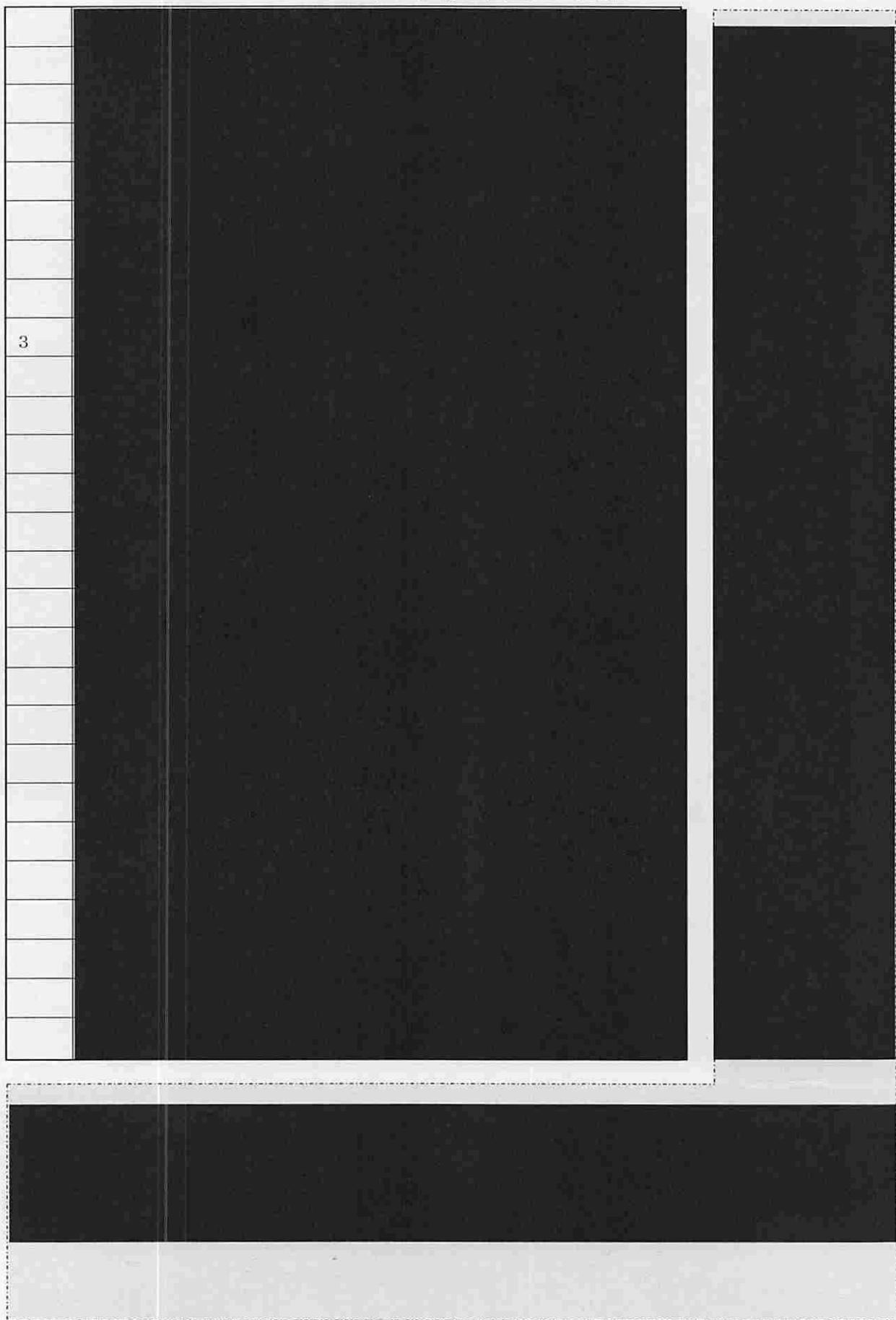
④

⑤

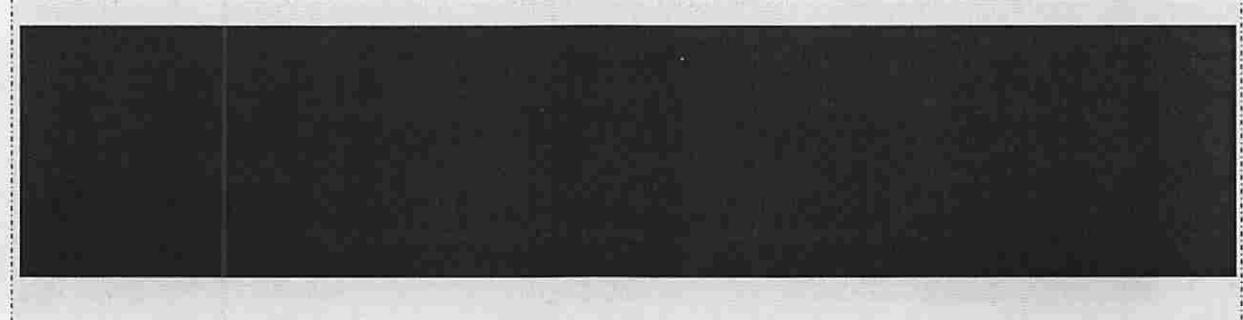
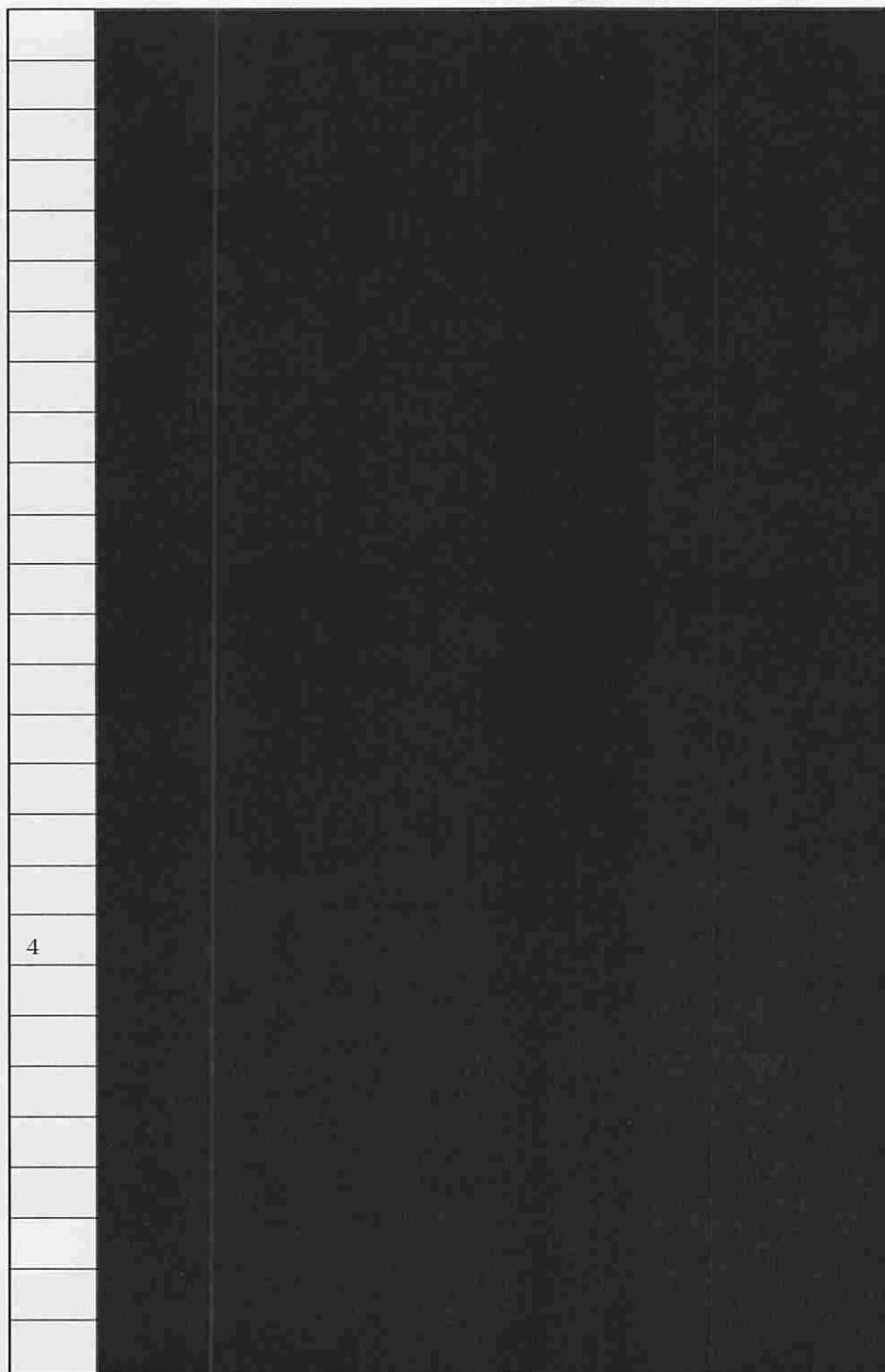
⑥

⑦

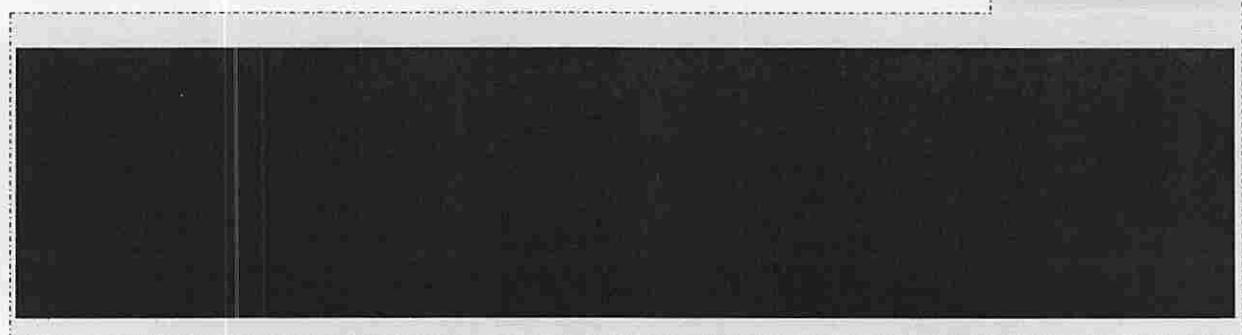
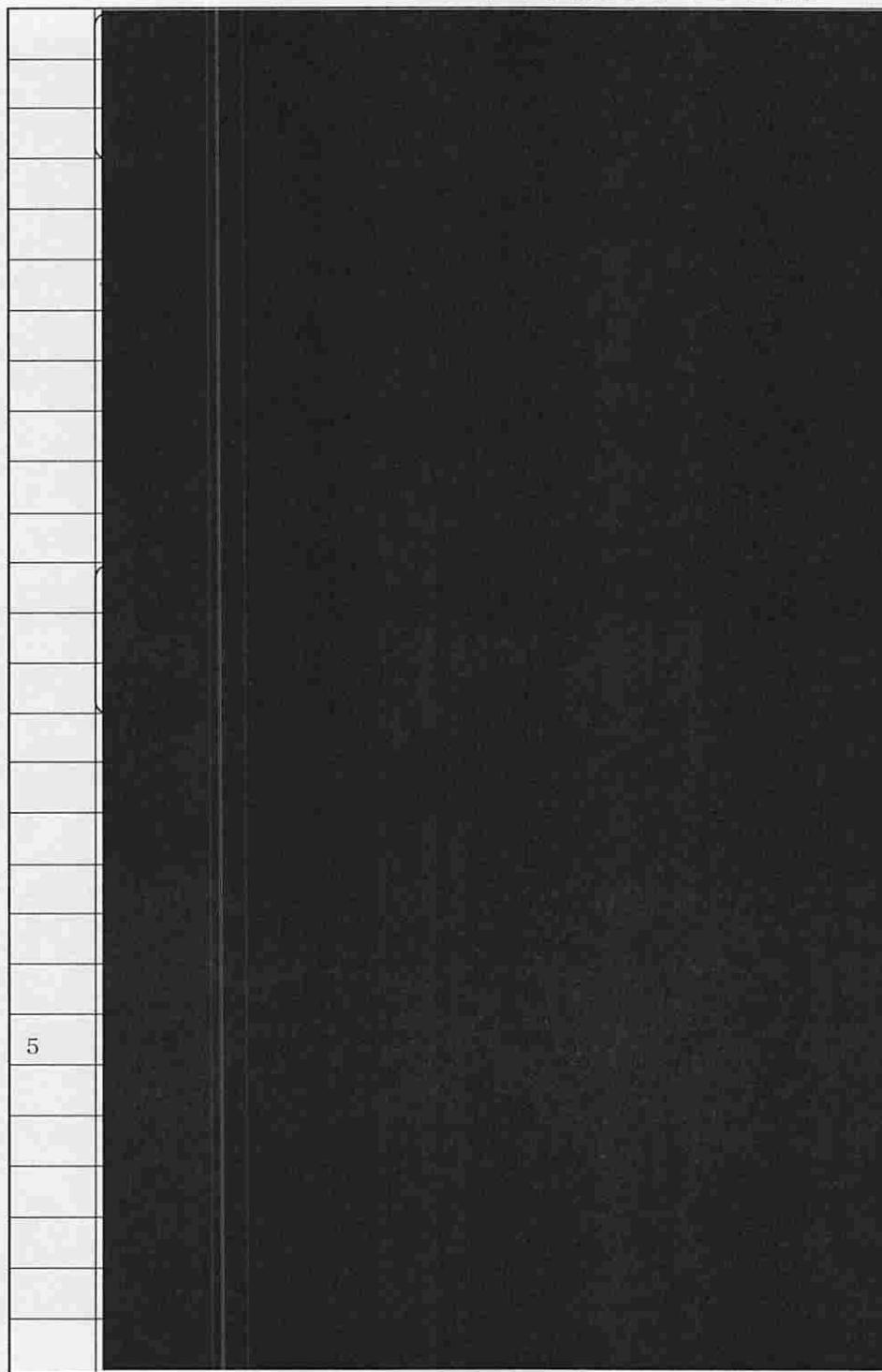
(5) 枚のうち (2) 枚目



(5) 枚のうち (3) 枚目



(5) 枚のうち (4) 枚目



6	
問	以上で質問を終わりますが、何か訂正したいこと又は付け加えたいことはありますか。>⑤
答	いいえ、ありません。>⑤
	(回答者) 乙町 二男 印
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、 閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、 各頁に確認印を押印した。>⑥
	前同日 >⑥
	(質問者) ○○税務署 財務事務官 ■■ ■■
	(記録者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲

4

- ⑤ 末尾問答は、回答者に対し、質問応答記録書の読み上げ・閲読の前にも、それまでの答述を訂正等する機会を与えた事実を担保することとなり、信用性確保の観点から有用である。【FAQ問17参照】

⑥ 質問調査を開始した日のうちに本質問応答記録書を作成し、回答者に対する読み上げ・閲読・署名・押印までなされたことを示している。

なお、回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】

1

2

3

質問応答記録書

回答者 住所 所 ●●市××区・・・・・

氏名 甲野花子

生年月日、年齢 昭和12年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

本職は、平成28年8月5日及び同月8日、●●市××区・・・・・甲野花子方に

おいて、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

質問応答の要旨

1 > ①	私は、平成26年5月17日に死亡した甲野太郎の妻です。
	私と甲野太郎の間には、健一という息子が1人おり、それ以外に子供や養
	子はいません。 > ②

2 > ①

- ① 物語形式の場合には、項目ごとに項目数を付することで、分かりやすくなる。
【FAQ問11参照】

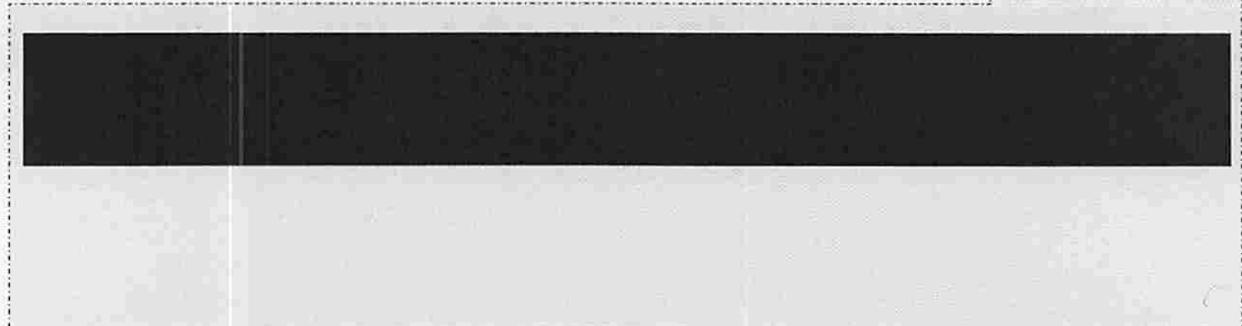
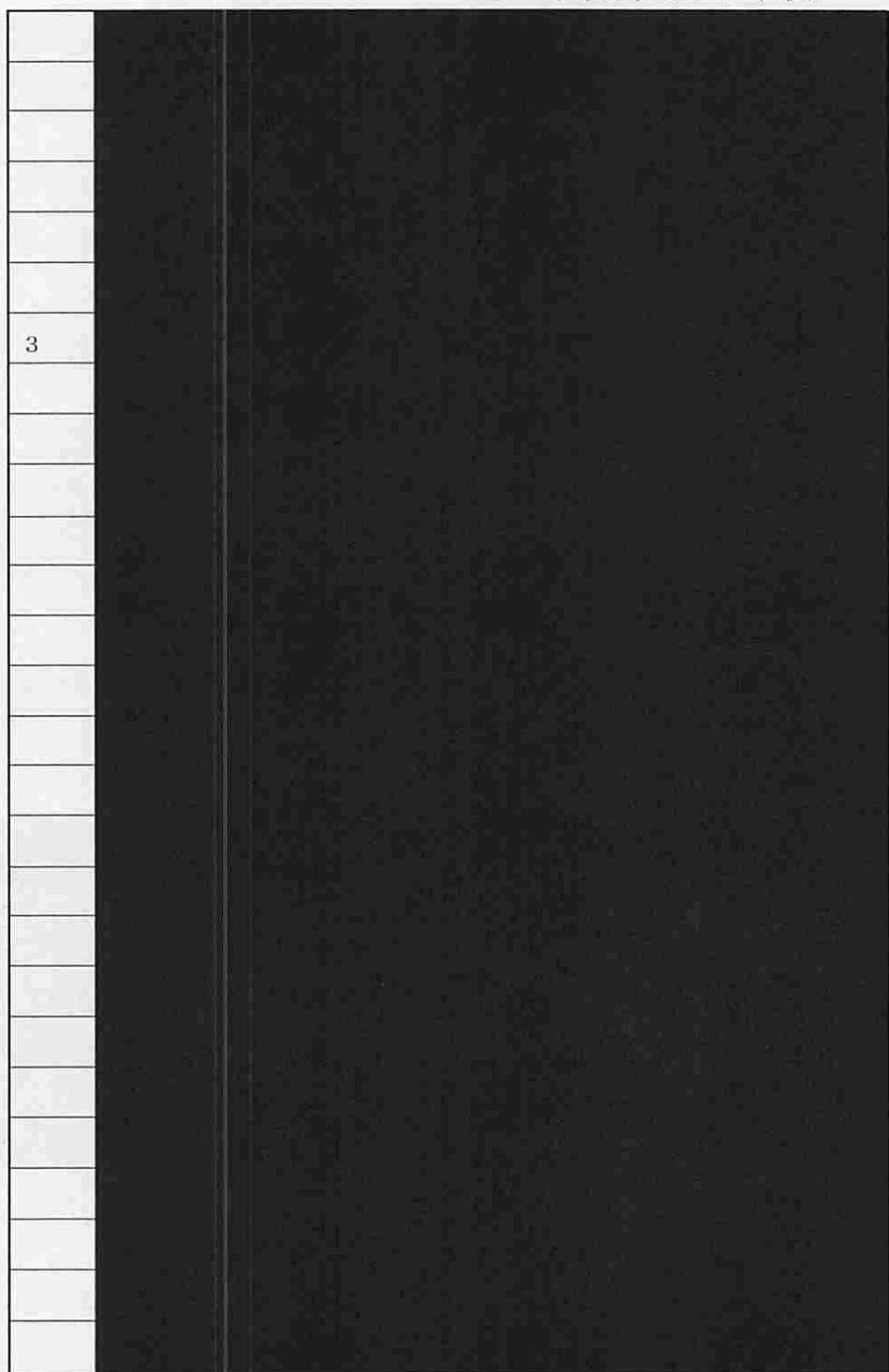
- ② 必要な親族関係をコンパクトに記載している。

③

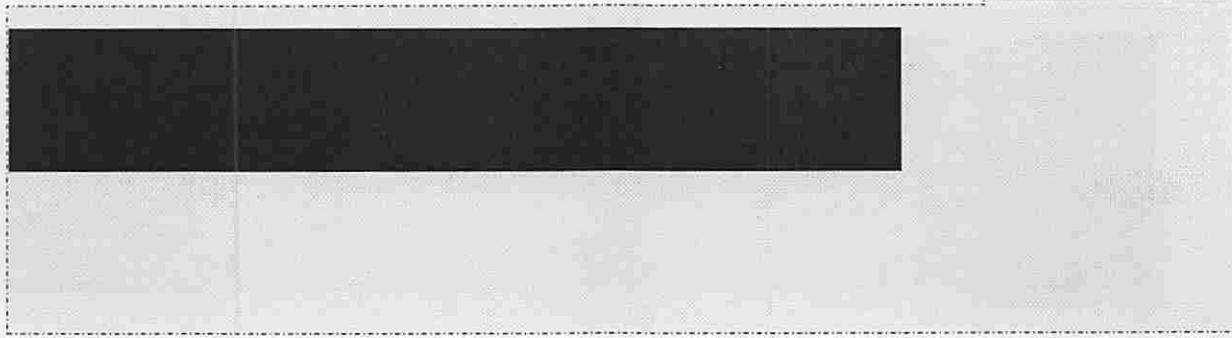
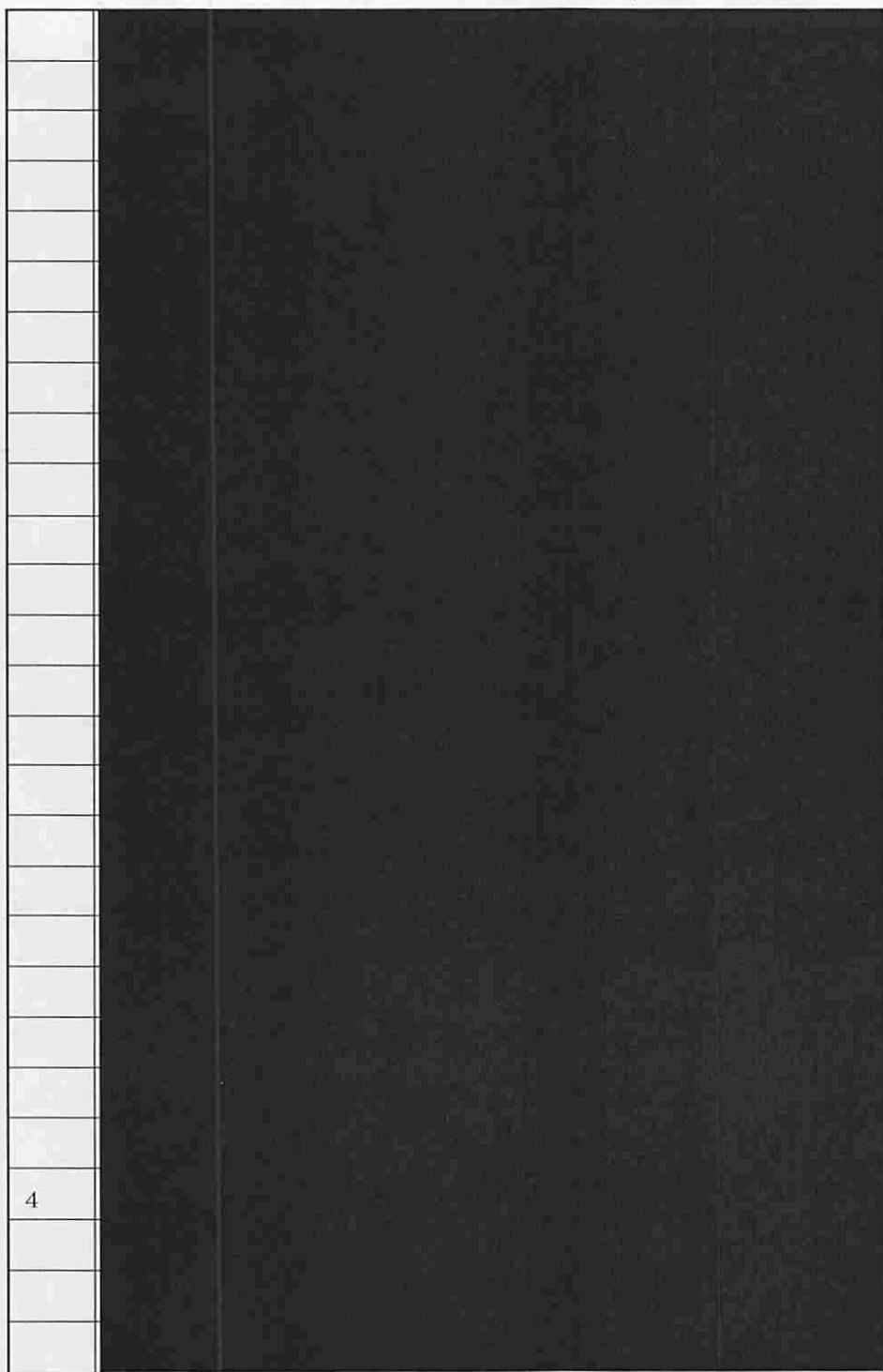
④

⑤

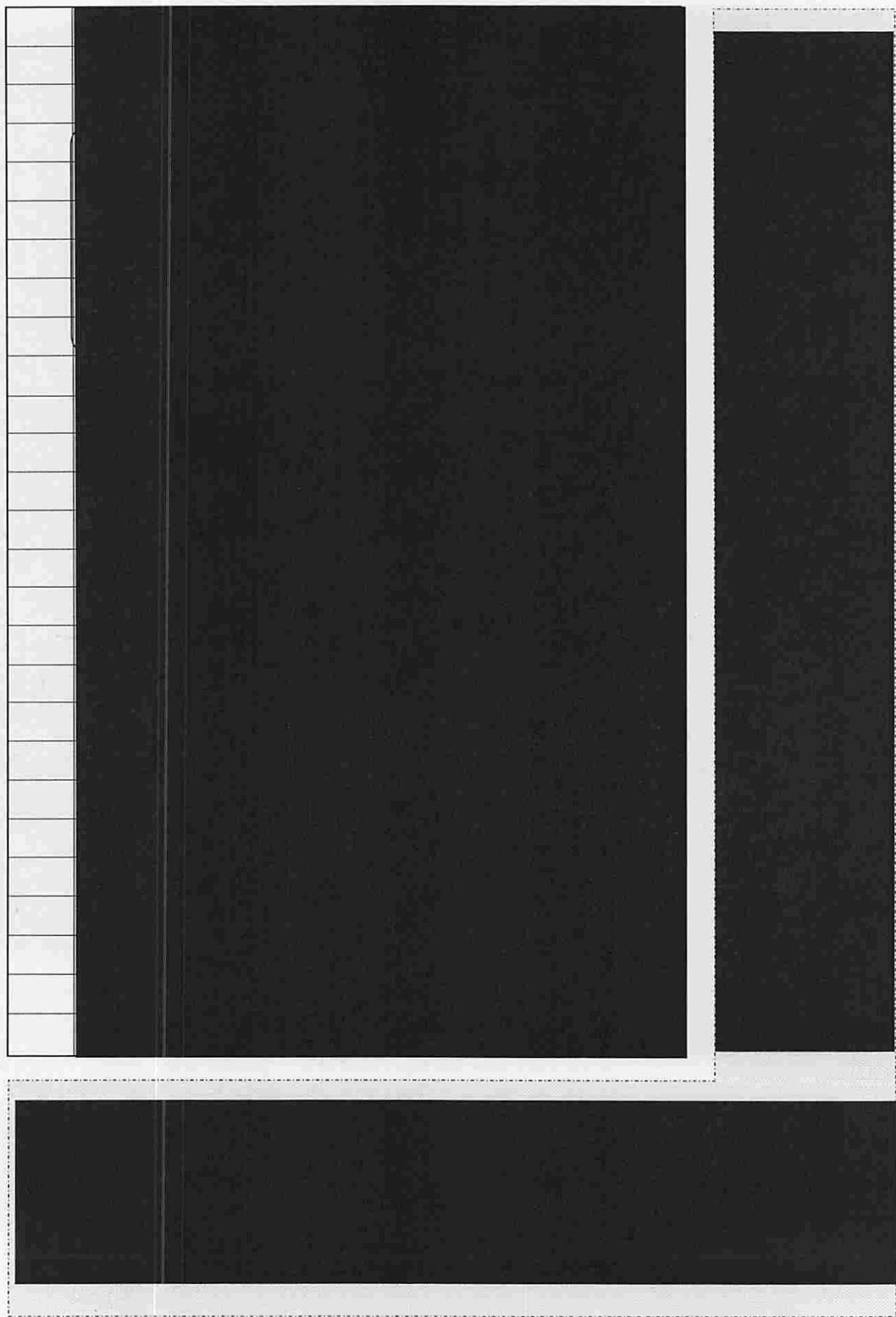
(8) 枚のうち (2) 枚目



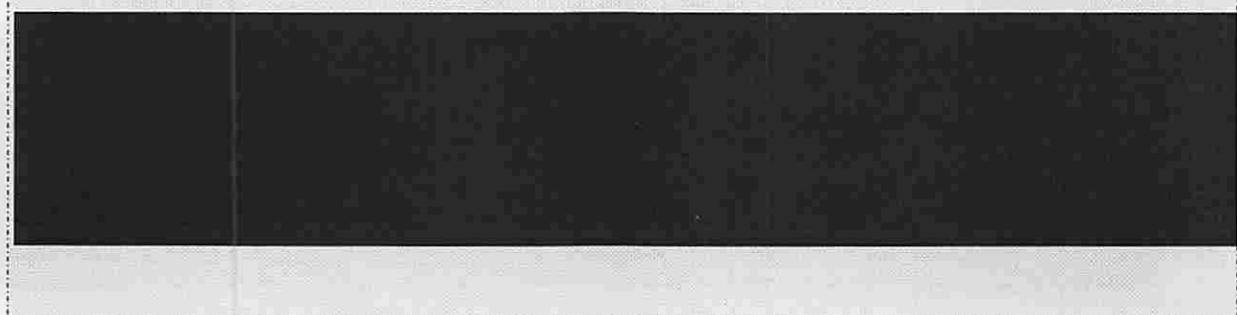
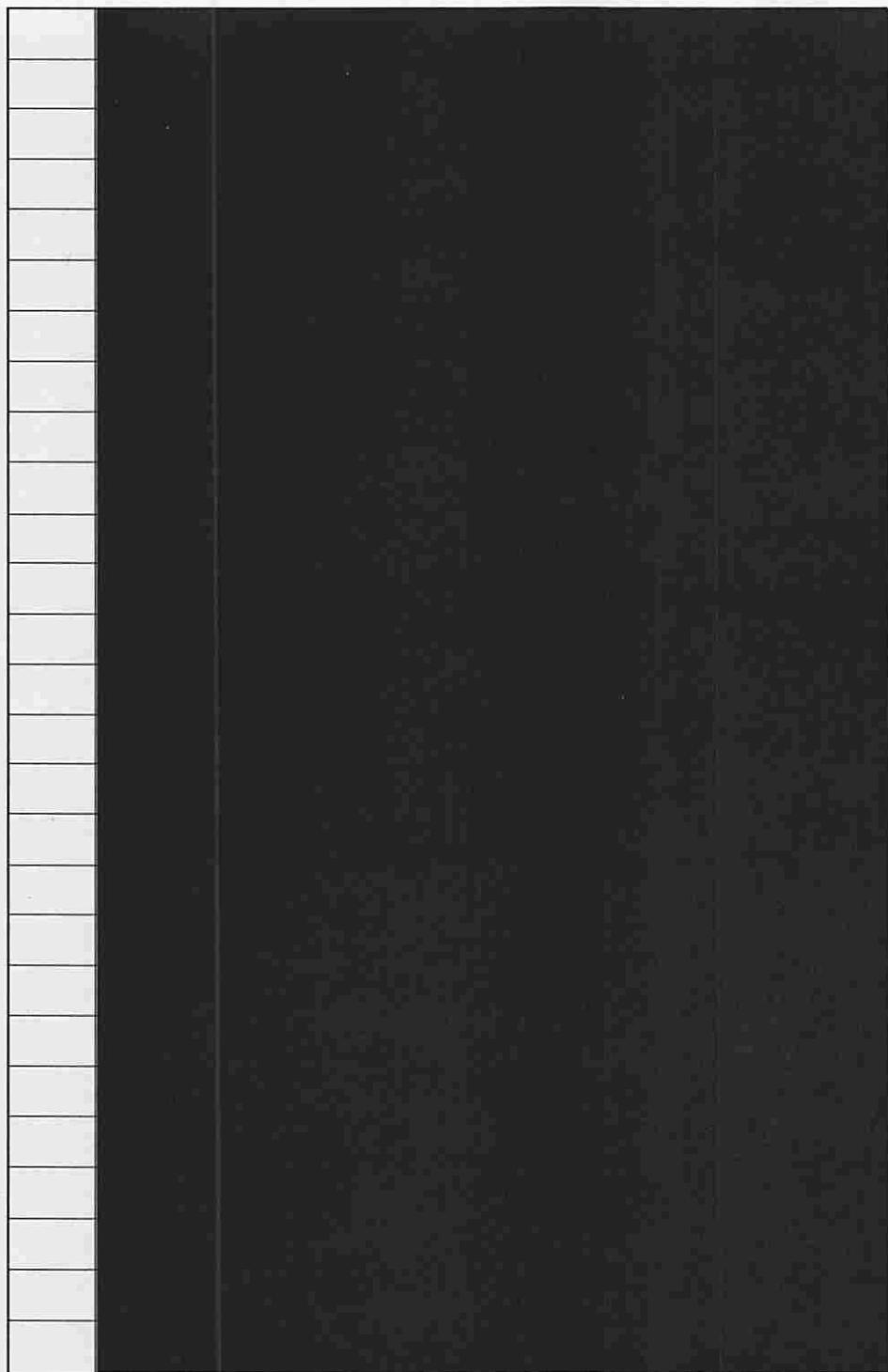
(8) 枚のうち (3) 枚目



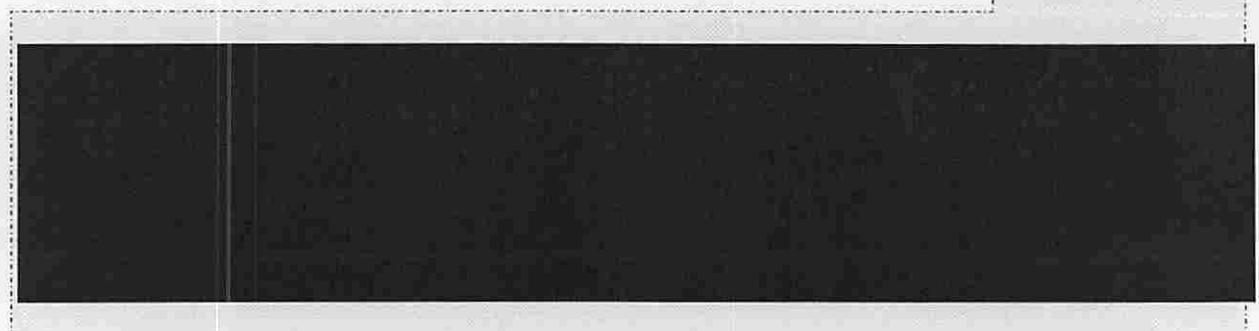
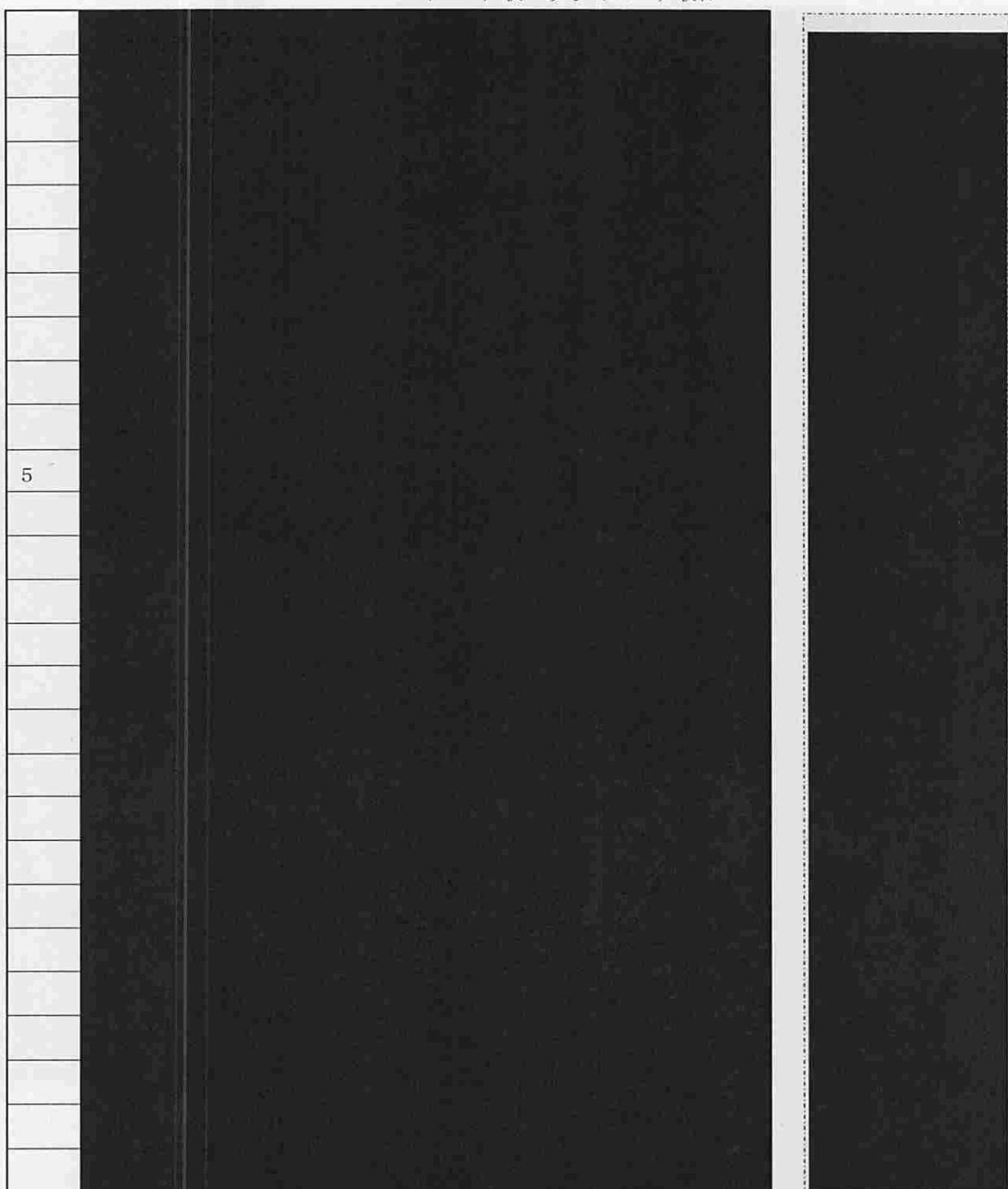
(8) 枚のうち (4) 枚目



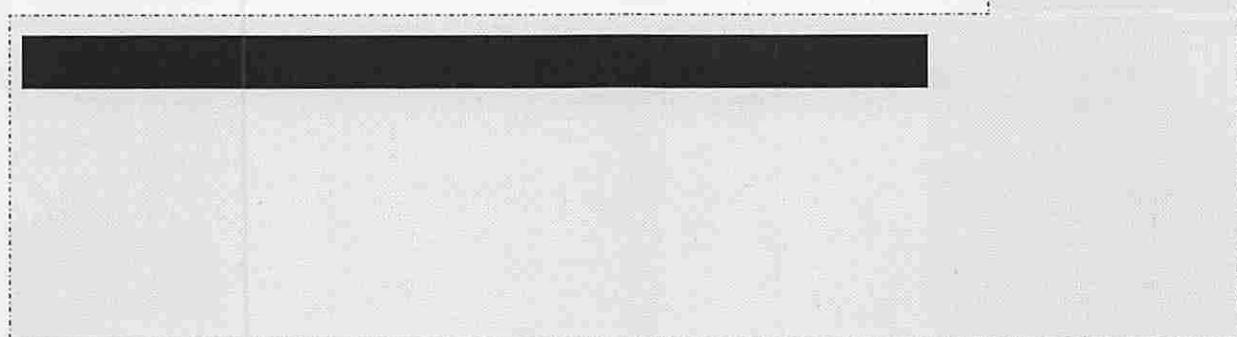
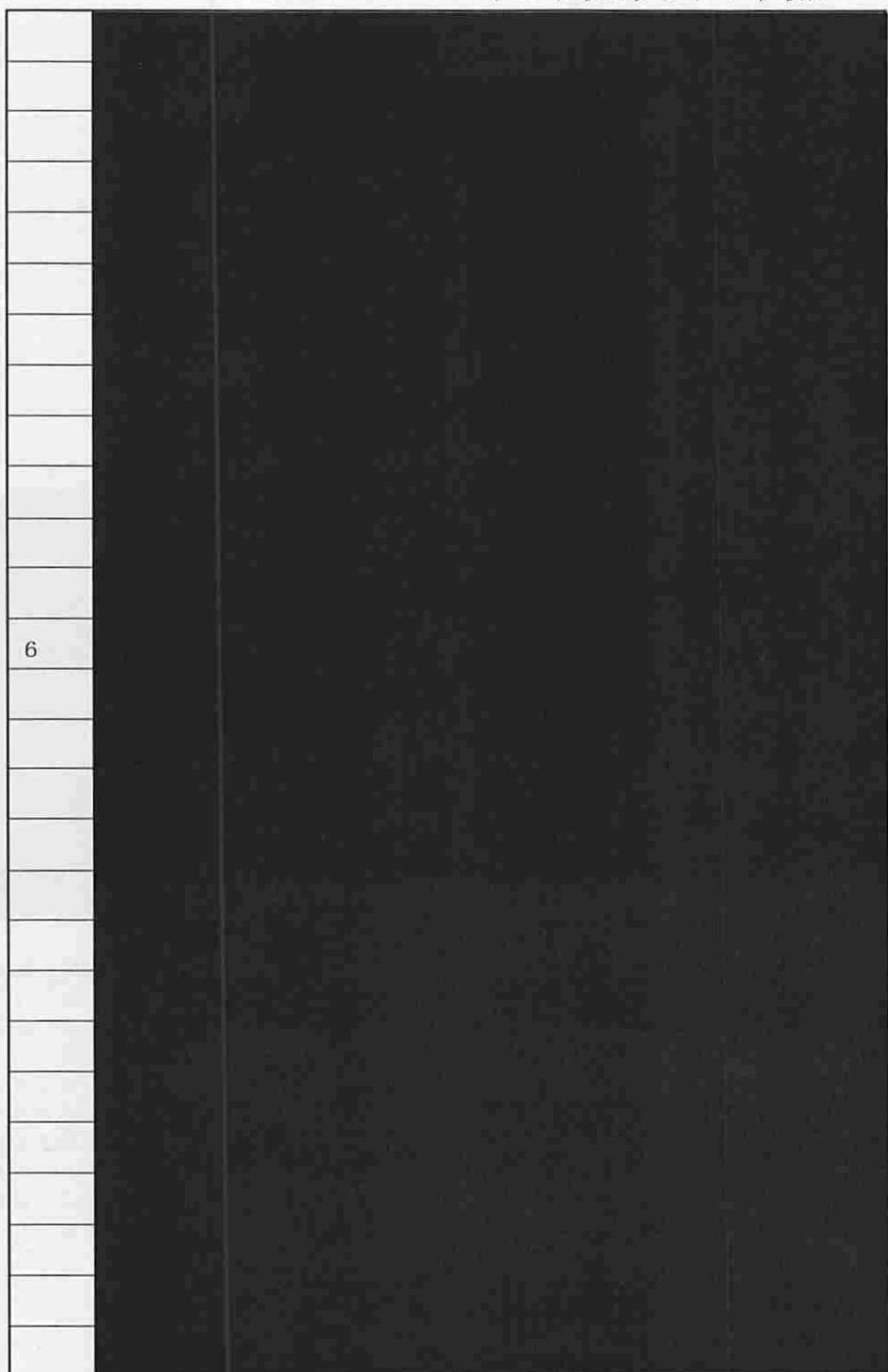
(8) 枚のうち (5) 枚目



(8) 枚のうち (6) 枚目



(8) 枚のうち (7) 枚目



問	以上で質問を終わりますが、何か訂正したいこと又は付け加えたいことはありますか。>②
答	(回答者) 甲野 花子 印 以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名・押印した上、各頁に確認印を押印した。>③
	平成28年 8月 8日
	(質問者) ○○税務署 財務事務官 ■■ ■■
	(記録者) ○○税務署 財務事務官 ▲▲ ▲▲

①

② 末尾問答は、回答者に対し、質問応答記録書の読み上げ・閲読の前にも、それまでの答述を訂正等する機会を与えた事実を担保することとなり、信用性確保の観点から有用である。【FAQ問17参照】

③ 回答者に質問応答記録書の内容を確認させる場合、質問応答記録書の信用性を高めるため、特別な事情がある場合を除き、読み上げるだけでなく、閲読もさせる必要がある。【FAQ問18、奥書・その他1(1)参照】